

## 新日鉄一次訴訟控訴審判決

(ソウル高等法院 2009年7月16日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

ソウル高等法院

第 2 1 民事部

判 決

事件	2008 나 49129 2009
原告、控訴人	1. 原告 1 2. 原告 2 3. 原告 3 4. 原告 4 原告ら訴訟代理人法務法人ヘマル 担当弁護士 <sup>キム ミ ギョン</sup> 金美京
被告、被控訴人	新日本製鉄株式会社 日本国東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 3 号 代表取締役 宗岡正二 訴訟代理人弁護士パク・ジョンオク
第 1 審判決	ソウル中央地方法院 2008. 4. 3 宣告 2005 가합 16473 判決
弁論終結	2009 年 5 月 28 日
判決宣告	2009 年 7 月 16 日

主 文

1. 原告らの控訴をすべて棄却する。
2. 控訴費用は原告らの負担とする。

請求の趣旨及び控訴の趣旨

第 1 審判決を取り消す。被告は原告らに各 100,000,000 ウォン並びに上記各金員に対する本件訴状副本送達の日翌日から支払済まで年 20%の割合による金員を支払え。

理 由

1. 第一審判決の引用

当法院が本件について説示する理由は、原告らが当審で主張する事項について下記の判断を該当部分に追加する外は第一審判決の理由と同じであるので、民事訴訟法第 420 条本文によりこれをそのまま引用する。

2. 追加判断部分

ア. 会社経理応急措置法などが違憲・無効であるか否か

原告1、原告2は、1946年に制定・施行された日本の会社経理応急措置法、企業再建整備法などは、①日本の外国侵略戦争を正当化し、上記侵略戦争に参加した企業のすべての法的責任を事実上免除するものであり、侵略戦争の否定と天賦人権の保護という国際法の原則及びわが国憲法の前文と第5条第1項に反し、②前記原告らの旧日本製鉄に対する損害賠償債権、貸金債権などの財産権を何らの補償もなく事後的に剥奪し、国民の財産権を保障している韓国憲法第23条にも反する違憲、無効の法律であるが、確定された本件前訴の判決は上記各法律を根拠にしたものであり、旧涉外私法第5条及び民事訴訟法第217条第3号に規定する「善良な風俗その他社会秩序」に反するというべきであるから、上記確定判決をわが国で承認することができない旨主張する。

検討するに、甲第89乃至91号証の各1、2の各記載のみでは、上記原告らの主張のように上記会社経理応急措置法、企業再建整備法などが国際法秩序やわが国の憲法に違反して無効であることを認めるに足らず、他にこれを認める証拠がないので、上記の原告らのこの部分の主張は理由がない。

イ. 本件前訴の確定判決が原告らの裁判を受ける権利を侵害したか否か

上記原告らは、本件前訴の確定判決は上記原告らの裁判を受ける権利を実質的に侵害した判決であるから国内でその効力を認められない旨主張するので検討するに、上記原告らの主張によっても上記原告らの裁判権がどのような方法によって侵害されたかについて何ら具体的な主張がないだけでなく、本件前訴の場合上記原告らが日本の裁判所に原告として訴訟を提起した事件であって特に上記原告らの裁判を受ける権利を侵害したと見るべき何らの事情もないから、上記原告らの上記主張もやはり理由がない。

ウ. 本件前訴の確定判決が法人格の濫用理論を回避した判決であるか否か

上記原告らは、旧日本製鉄と被告は実質的に同一の会社であるにもかかわらず、「会社経理応急措置法に基づき、第2会社が独立した別個の法人であり旧会社の債務を負担しないという内容」の本件前訴の確定判決は法人格濫用理論に反するものであるから、結局民事訴訟法第217条第3号の「善良な風俗その他社会秩序」に違反する旨主張する。

検討するに、甲第68号証乃至73号証（各枝番号を含む）、第80号証の1乃至3、第89号証乃至92号証の各1、2、第97号証乃至99号証の各1、2の記載のみでは上記原告らの主張を認めるには足らず、他にこれを認める証拠がない。

むしろ、本件の場合のように親会社が子会社の独自の法人格を主張することが法人格濫用に該当するためには、「子会社の役職員が親会社の役職員の身分を兼ねているとか、親会社が子会社の全株式を所有し子会社に対して強

い支配力を持つとか、子会社の事業規模が拡大されたにもかかわらず資本金の規模がそれに相応して増加していない事情などだけでは親会社が子会社の独自の法人格を主張することが子会社の債権者との関係で法人格の濫用に該当すると解するには足らず、少なくとも子会社が独自の意思または存在を喪失して親会社が自己の事業の一部として子会社を運営すると言えるほど完全な支配力を行使していることが求められ、具体的には、親会社と子会社との間の財産と業務及び対外的な企業取引活動などが明確に区分されておらず、両者が互いに混用されているなどの客観的徴表が必要であり、子会社の法人格が親会社に対する法律適用を回避するための手段として使用されたり、債務免脱という違法な目的達成のために会社制度を濫用するなどの主観的意図または目的が認めなければならない」ところ、(大法院 2006. 8. 25. 宣告 2004 다 26119 判決参照)、第 2 会社は日本政府が制定・施行した会社経理応急措置法等によって設立されたのであるから、これをもって旧日本製鉄が債務を免脱する目的で第 2 会社を設立したと言うことはできないから、このような点においても上記原告らのこの部分の主張は理由がない。

### 3. 結論

そうであれば原告らの本件の請求は理由なく、すべて棄却すべきであるところ、第 1 審判決はこれと結論を同じくして正当であり、これに対する原告らの控訴は理由がなくこれをすべて棄却することにして、主文のとおり判決する。

裁判長 判事 キム・ジュヒョン  
判事 チョ・ミオク  
判事 朴・ヒョンサム